

視 察 報 告 概 要

1 視察日時

平成29年1月17日（火） 午前10時から午前11時30分まで

2 視察先及び視察事項

東京都北区議会

「聴覚障害者支援システムについて」

3 視察の目的

所沢市議会においては、情報発信と、情報通信技術（ICT）の推進について、議会運営委員会を中心に協議を進めてきたところである。

北区議会においては、障害者差別解消法への対応として、全国初の事例となる聴覚障害者支援のためのITコミュニケーションツールを使用し、一定の効果を上げられている。

このため、この視察により今後の参考とする。

4 視察の概要

北区議会の聴覚障害者支援システムに関し、その目的や効果など以下のとおり概要説明を受け、質疑応答の後、本会議場を見学した。

<概要説明>

北区議会議長のあいさつの後、区議会事務局次長氏江氏から聴覚障害者向けのコミュニケーション環境支援といったITを使用した議会对応について概要説明があった。

経緯については、北区議会において平成22年度から全会議へのパソコンの持込みを可能にすること、会議資料のデジタル配信の実施、委員会室と議場におけるインターネット無線LAN環境の整備を柱とした会議のIT化を進めている。平成25年度から、障害者差別解消法の対応としてITコミュニケーションツールを使用した聴覚障害者向けの傍聴対応について検討を進めてきた。そのような状況の中、平成27年5月の統一地方選挙において、北区議会においては、選挙の結果、聴覚障害をお持ちの議員が当選された。これを受けてITコミュニケーションツールによる聴覚障害者の議員の受発話、聴覚障害者の議会傍聴を可能とした。

概要と予算については、コミュニケーション環境支援システムについてのDVDを鑑賞した。内容は以下のとおり。

東京都北区議会では平成22年度から会議におけるIT化推進の検討を重ねてきた。議会のIT化に向けては平成22年度から議会改革検討会で議場、委員会室でのパソコンの持込みについての検討を始め、必要な環境整備やパソコン持込みのメリット、デメリットについて協議を重ねてきた。平成23年2月の予算特別委員会からパソコンの持込みを試行的に実施した。9月の決算特別委員会から会議で使用する資料をウェブ上で閲覧できる

議会データ検索システムを稼働させた。平成24年6月には委員会等のパソコン持込みに関する運用方針を策定し、全ての委員会等でパソコンの持込みの本格実施をした。併せて希望される議員への議会資料デジタル配信を開始した。平成26年4月には委員会室の無線LAN環境を整備。また平成27年5月に代表者会において本会議場へのタブレットやスマホを含むパソコン等の持込みを全会一致で決定し、パソコン等の持込みに関する運用方針を全ての会議に適用するように改定した。これに併せて議場の無線LAN環境整備も実施し、議会資料のデジタル配信の対象をこれまでの委員会資料に加え、本会議資料にも拡大した。このような取り組みの成果として、1. 全会議へのパソコン持込みを可能に、2. 会議資料のデジタル配信の実施、3. 委員会室、議場のインターネット無線LAN環境整備を代表とする北区議会のIT化が実現した。北区議会ではIT化推進の検討と並行して平成25年度から聴覚障害者への傍聴対応の検討も行ったことで、IT化コミュニケーションツールによる議会傍聴も可能となった。この対応については平成28年4月からの障害者差別解消法を踏まえて平成25年度より検討を開始した。傍聴対応としては平成25年11月の第4回定例会の手話通訳を伴う傍聴者を受け入れ、その後平成26年9月の第3回定例会の委員会においても手話通訳を伴う傍聴者を受け入れた。こうした聴覚障害者の傍聴実績を踏まえ議会改革検討会では平成28年度の障害者差別解消法施行に向け手話通訳に限らず、さまざまな障害のある方に配慮した万全な体制となるよう引き続き具体的な方策を検討することが確認された。平成27年5月北区議会のIT化が実現したことを受け、代表者会において声を文字に変換する音声同時翻訳ソフトの導入が全会一致で認められた。平成27年5月臨時会から聴覚障害がある傍聴者へIT化コミュニケーションツールの貸与が可能となった。さらに同時期に音声読み上げソフトの使用も承認した。これにより聴覚障害のある議員の情報の受発信の環境整備が実現した。

現在の聴覚障害システムは1セット当たりタブレット端末機4台で構成されている。

実際に聴覚障害のある議員が使用するタブレット端末機が1台、議員予備用に1台、事務局確認用1台、傍聴者貸与用1台で1セットとなる。

議場用に1セット、委員会室用に1セットで計2セット。費用は、2セットのシステム購入代金が400万円程度。1年間の保守委託料が2セットで70万円強。カスタマイズ料が30万円程度。視察対応用のDVD作成料が30万円程度である。

聴覚障害のある議員がこのシステムを使用するのは、本会議及び委員会や全員協議会である。委員会では常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会主催のPR委員会での使用を認めている。議会主催以外ではシステムが繊細なため貸出をしていない。

傍聴者の対応は、タブレット端末の貸与については平成28年8月に貸出の基準を設置したところだが、聴覚障害者の傍聴用のタブレット貸出については1台のみ。貸出の対象者は聴覚に障害のある方、聴覚障害団体、その他議長が特に必要と認めたものとなっている。複数いた場合は、一緒にご覧いただくか、後から来られた方には手話通訳者で対応している。

平成27年度までは福祉サービスとして北区手話通訳連絡所から手話通訳者を派遣してもらっていたが、平成28年度障害者差別解消法の対応ということで、主催者に合理的配慮というものが義務付けられたので平成28年度からは議会で予算措置をし、手話通訳者をお願いするようになっている。

実績と効果については、文字への変換率を数値で示したことはないが、おおよそ8割程度はしっかりと変換できていると認識している。議会運営において支障がでることはないと認識している。ただし、質問と答弁がはっきりわかる場合には、理事者もゆつくりと話すため、しっかりと変換されるが、委員会の質問などで、理事者が困ってしまうような質問があるときには、変換率は下がる。

平成27年5月の導入当初の変換率は現状よりも極めて低かった。事業者と問題点等について話し合いを重ね、音声認識エンジンのカスタマイズを時間をかけて行った。

このシステムを使って議事録作成へ応用するかなどのお話もあるが、引き続き議会が円滑に運営されるためにシステムを更に向上させていくことを考えている。

【質疑応答】

質疑： 聴覚障害のある議員の質疑にかかる時間の配慮はあるのか。

音声認識、文字変換システムエンジンはどこの会社か。

導入する際にどのような事例を参考にしたか。

応答： 個人質問で答弁を含めない20分間となっていますので、特に他議員との差はありません。自身で事前に文字を入力して作っています。また、予算特別委員会や決算特別委員会では会派ごとに時間が各款ごとに決まっていますので、自身で時間調整はしています。

音声を文字変換するソフトはアミーボイスです。文字をタブレットに飛ばすシステムはライブトークの富士通を使っています。

参考にした事例は特になく、議員と事務局で話をさせていただきました。

質疑： 辞書機能を増やすことで変換率が上がったとのことだが、その費用とデータ量はどのくらいか。

応答： カスタマイズは30万円程度、過去2年間程度会議録のデータを読み込ませました。その後の定例会のデータも読み込ませています。

質疑： 改選後に急遽かかった費用は。また予算措置はどのようにしたのか。

議会運営に支障を来たしたことはないか。

応答： 導入に伴う予算措置は予備費で対応しました。

支障に関しては、採決する際に議案第〇号といったものが変換されていない場合など、起立するはずがしなかったりすることがあります。

質疑： ヤジなどを文字変換することはないのか。

応答： マイクの周辺を中心に翻訳されるため、ヤジが影響することはないと思います。

質疑： 傍聴への対応方法は。

応答： 聴覚障害の議員の対応としましては、このシステムだけで対応しています。傍聴者がいる場合には、タブレットか手話通訳を選択できます。貸出用が議場1台、委員会用1台しかないため複数の方がいた場合には、早く申請された方に貸し出しをしています。

質疑： 無線LANの導入費用とプロバイダーを伺いたい。また執行部の配線と一緒に。

応答： 議場の無線LAN整備で20万円程度です。インターネット接続で7万円弱です。プロバイダーはJ-c o m東京北です。執行部とは異なる配線です。

質疑：同軸を引くための費用は。

応答：既に委員会室まであったため、それほどの費用はかかってないと思われます。

質疑：このシステムを本会議や委員会の会議録の作成に使用できないか。

議案や資料のデジタル配信についてはどのタイミングで行っているのか。

応答：今のシステムを使用した議事録の作成についてですが1つ大きな問題があります。

このシステムは話してタブレットに文字が表示されるが、1回電源を落とすと全て消えるようにしています。聴覚障害のある議員だけ文字データが残ってしまうのは他議員との公平性に問題があるということでクリアされるように意図的に行ってます。

またシステムはクローズド型で北区の議場と委員会室のみ情報がいくようになっています。議会中の情報の流出を防ぐ意味からも敢えてそのようなシステムを使用しています。このような中、議事録作成するためには、記録として残す、その仕切りをどのようにしていくかなど、正確性を求められる中、変換率の問題もありますので、会議録作成への使用については時間を要すると思われます。

議案や当日使用される資料についてはPDF化して北区議会のホームページから閲覧できるようになっています。また希望されている議員には個別に送信していますが、希望される議員は少ないです。デジタルと紙両方を希望される議員が多いです。

5 所感

今回の視察では、聴覚障害者支援システムについての概要説明を受け、大変勉強になった。今後の議会運営の参考としたいと思う。

視 察 報 告 概 要

1 視察日時

平成29年1月18日（水） 午前10時から午前11時30分まで

2 視察先及び視察事項

岩手県滝沢市議会

「議会評価のあり方について」

「予算決算常任委員会について」

3 視察の目的

滝沢市議会は、平成26年に議会基本条例を施行してから、継続的に議会改革を行うため議会評価の実施、また議会評価のあり方について検討するなど、市民目線に立った議会改革を進められていることから、今後の参考としたい。

4 視察の概要

滝沢市議会の議会評価や予算決算常任委員会審査に関し、その目的や効果など以下のとおり概要説明を受け、質疑応答の後、本会議場を見学した。

<概要説明>

滝沢市議会議長のあいさつの後、議会事務局主査熊谷氏から資料に沿って議会評価のあり方、予算決算常任委員会について概要説明があった。

○議会評価のあり方について

基本条例を策定した際に議会の理想像、提案型議会ということで提言のようなものをしていくことを想定した。資料1の図のように中心が理想像と仮定した場合、現在の議会がどこにあるのか、客観的に見るマス目がないということが発端であった。議会の議員が議会を評価するという位置づけで共通の項目に従って評価を行った。一昨年、第1回目の評価を行った結果を仮に図の①とするならば、評価結果に基づいて気づいたところを改善した。1年後に同じ評価項目で改めて評価した結果を②とすると、①と②では理想像には近づいたと、ここが改革の成果になると思う。ただし、①と②を見た限りでは同じことを続けても、最高到達点の議会理想像と逸れてしまうこともある。新たなことをしないと、この中心点に行かないのではないかという議論もできるようになった。道筋を明らかにすることで、今まで当たり前だったやり方を軌道修正する必要があるのではないかという議論もある。軌道修正する必要がある場合には、議会基本条例に盛り込む必要があるかないかということで議会基本条例への修正、検証に繋げていく。議会評価と議会基本条例の検証がセットで取り組んでいることが本市議会の議会評価の位置づけとなる。

具体的に行っているのが資料2で、評価ポイントの概要は大項目に市民参加、課題解決能力、意思決定能力、透明性の4つがある。大項目の中に小項目が12項目あり、評価をしている。

資料2の28ページは平成28年分の議会評価表である。協議を繰り返して5段階評価で行っている。内部資料ではあるが4ページからのチェック表を使いながら評価している。

市民参加については主に広聴常任委員会の委員で確認し、議会改革推進会議にフィードバックして行っている。

評価の目的は、評価すること、議会改革すること自体が目的ではなく、これを通じて本来何をやるべきか、改めて議会評価を違った角度で実施したときに各委員会の取り組みはどうだったのかという議論に繋げるためにも有効に活用できていると思う。

これからの活動にも議会評価の反省点を踏まえると、今後の議論にも繋がると思う。

このような取り組みから今後の活動に活かし、最終的には市民福祉の向上に繋がるような理想の議会像に近づけるために議会評価を行っている。

○予算決算常任委員会

平成25年8月に常任委員会として設置した。

委員定数は議長を除く19人とし、所管は一般会計、特別会計、企業会計、予算、決算の財務に関する事務とし、目的は、多様性を考慮した横断型委員会を目指し、決算および予算の審査を一体的に行うことを主眼とする。

審査方法は今まで試行錯誤しながら平成25年9月から少しずつ形を変えながら行っている。(資料3を参照)

【質疑応答】

質疑： 議会選出監査委員は1名か。議選監査委員は決算監査で関わってから、その後、議員として決算審査に参加する課題について議論はあったのか。

応答： 議選監査委員は質疑をしていますが、採決には入っています。

質疑： 専門委員会は常任委員会の構成メンバーと一緒に。

応答： 第1専門委員会は総務教育が所管で、環境厚生と産業建設のメンバーから半分は入っています。第2専門委員会には総務教育から半分、産業建設から半分のメンバーが入っています。第3専門委員会は産業建設が所管し、総務教育、環境厚生から半分のメンバーで構成されています。

質疑： 特別委員会から常任委員会になったことで審査の中身も変わったか。

決算委員会と予算委員会の審査内容の関係を伺いたい。

応答： 市民から出された意見を中心に予算、決算委員会で質疑しています。5月に議会報告会を実施し、市民から出された意見に対しフィードバックしています。決算については各委員会の所管事務調査で次年度の予算編成に向けて、その事業も含めながら、政策についても提案をしていきたいと思っています。そのようなサイクルで行っています。

質疑： 予算を修正したことはあるのか。

応答： 修正はありませんが決議を出したことはあります。

質疑： 予算審査の日程の流れについて伺いたい。

応答： 事前審査をした後、1日目は歳入で、第1、第2、第3専門委員会でそれぞれ1日、総括質疑1日で計5日間です。

質疑： 事前審査はいつ行うのか。

応答： 議案が提出されてから、委員会で事前審査を行います。

質疑： 質疑は1問1答方式か。通告は何日前までか。

応答： 1問1答ですが、項ごとの一括質問、一括答弁です。

質疑： 議会評価の大項目の4つは、地方自治法上の議会の役割についてあるが、そことのリンクは考えているのか。議会の一つの大きな機能に立法機能がある。条例制定というものが役割だと思うが、その辺については考えられているのか。

応答： 議会評価にあたり、議会基本条例の条文全てを行うのかを考えたときに、煩雑になってしまうと考えました。そこで条例の前文のところの理念であります開かれた議会、市民と共に歩む議会、行動する議会の3つから大項目を設定しました。

質疑： 議会評価は自己評価だと思う。第三者機関による外部評価についての考えはあるのか。

応答： 山梨学院大学の江藤先生と青森中央学院大学の佐藤准教授がアドバイザーであります。今までは議会事務局で最初評価して、議会改革推進会議で議会評価専門委員会、議会基本条例検証委員会で再評価し、全体会でランク付けをしてから最後、アドバイザーに見てもらっています。今年から各委員会で評価しています。この評価を専門委員会で更にチェックしていきます。本来は1年に1回の評価でしたが、現在は中間評価や四半期ごと評価も良いのではないかとの議論もあります。

質疑： 成果については何を基に計っているのか。

応答： 評価自体が自己評価ですが、目指しているところが議会基本条例の理念でありますので、そこを常に意識しています。中身自体を具現化していかないと市民に対して説明できなくなってしまうので、各委員会の評価により、どこが良くて、足りなかったのか、改善点の評価をすることにより次に繋がると考えています。議会報告会や市民相談会や審議会等から出された意見は多種多様性がありますので、当市の総合計画や各種計画、市民ニーズにどのようにリンクしているか確認する必要があります。全てリンクされるようになれば、市民に近づける議会活動になっていくと思います。

質疑： 市民議会、市民懇談会だけではなく議会モニター、議会サポーターを募集している。新成人議会、市民と語る議会フォーラムなど開催しているが、議会報告会を含めて回数が増えるだけ、数多くの意見が出てくると思うが、意見の仕分けをどのようにしているのか。

応答： 最初、市民から意見は多く出ました。その意見を広聴委員会で各常任委員会に振分け、各常任委員会で確認していました。そこで一般質問を行う議員もいますし、所管事務調査で行う、予算決算常任委員会で質疑することもあります。これまでの議会報告会では同じ市民からの発言となっていたため、ワークショップであれば、色々な市民の声が聞けるという理由から一昨年からの議会報告会からはワークショップ形式で行っています。市民懇談会も今はワークショップ形式で行い、各委員会にフィードバックしています。

5 所感

今回の視察では、議会評価や予算決算常任委員会審査についての概要説明を受け、大変勉強になった。今後の議会運営の参考としたいと思う。

視 察 報 告 概 要

1 視察日時

平成29年1月19日（木） 午前10時から午前11時30分まで

2 視察先及び視察事項

北海道函館市議会

「議会活性化検討会議について」

3 視察の目的

函館市議会は、議会改革として、活性化の勉強会や議会活性化検討会議報告書をまとめるなど、議会運営の本来のあり方に視点をおいた議会改革を進められていることから、今後の参考としたい。

4 視察の概要

函館市議会の議会活性化検討会議に関し、その目的や効果など以下のとおり概要説明を受け、質疑応答の後、本会議場を見学した。

<概要説明>

函館市議会議長のあいさつの後、議会事務局議事調査課長宮田氏から資料に沿って概要説明があった。

平成26年5月、議会報告会検討会議から改称。約1年間の検討の後、平成27年4月に議会活性化検討会議報告書を取りまとめた。地方分権一括法の制定、栗山町議会の議会基本条例制定をきっかけに各市町村議会が議会改革に取り組む中、平成18年2月に議会改革ワーキンググループを設置して取り組んできた。

○議事日程の変遷について

平成18年以前は、定例会2日目に質疑ならびに一般質問として発言の機会を設けていた。はじめに一般質問、次に質疑、その後に委員会付託という流れだったが、議案審査の中で議案質疑と関係がない質問が紛れ込む、議案を議題に掲げているのに一般質問しにくい等のことから、改革に取り組むこととなった。一般質問が議員のアピールの場という側面もあり、議案審査を棚上げしたまま一般質問をしようという流れになっていたため、議会の役割や機能を考えたとき、市民にわかりやすく議論をしていかなければならないということで活性化の取り組みの中で見直しを進めてきた。

○改革の視点

議会とは二元代表制の一翼を担うものであり、どのように機能を発揮し、そのために何をしていかなければならないか、ということで、本来のあり方を一つひとつ検討しながら見直しを進めた。検討結果は、資料2の9ページ以降に掲載している。

○主な検討結果について

本会議の運営について、質疑ならびに一般質問については、提案説明の後に質疑を行い、委員会付託、その後に一般質問を行うよう、切り分けて整理することとした。これについ

ては審査の流れの中に一般質問が入り込むという形となっていたので、平成26年の活性化検討会議にてさらに見直しが進められ、委員会付託後に討論・採決、その後一般質問となった。

出席理事者の範囲については、議会人事など理事者の出席の必要のないものにおいては、出席を求めないこととした。

委員会の運営について、常任委員会の数を見直し、4つから現在の3つに再編した。

発言時間のあり方、委員同士による議論・協議の促進については、議運の申し合わせで、理事者に質疑をするときには起立して行うこと、発言時間の制限は加えないぐらいしかなかった。質疑と言いつつ、一人当たり2時間、3時間は当たり前の状態であり、滔々と意見を述べるだけだった。議案の疑義を解明する場であり、意見を述べる場ではない。

質疑のあとに休憩をとり、議員間協議と称する場があったが、協議という協議をする場ではなく、賛否確認をするだけだった。協議会が終わると手のひら返しをする例もないことはなかったが、見ている側からは意味が分からないところがあった。そこで、提案に対して修正や撤回を求める発言があった場合は、委員全員で協議をし、委員会として意思決定をすることとし、委員会の意見調整については、原則公開とすることとした。

閉会中の委員会のあり方については、かつては、毎回、所管事項全てを挙げていたが、現在は理由を付して具体的に項目を定めている。最終的には、提言や提案をまとめている。費用弁償については、交通費のみである。

議会報告会について、先進市議会の事例をもとに検討し、広聴、市民の意見を取り入れていかなければならないということで、あらためて調査も行った。平成22年、議会報告会ワーキンググループを設置、期をまたぎ平成24年に最初の議会報告会を実施した。各常任委員会で報告事項を定め、日時や開催場所を分散して行った。

参加者が少なかったため、報告内容、方法、議会運営のあり方等について平成25年に議会報告会検討会議を設置した。同年11月には、全議員による議会報告会で決算報告や所管事務調査の報告、大間原発、北海道新幹線に関わる要望活動報告を行った。審査の中身を市民に分かりやすく伝えるにはどうすべきかということで、本来のあり方を確認した。基本的に活動報告にしかならず、反省点としては、市民の関心のあるテーマを選び、きちんとアピールが必要、という点があった。また、各委員の役割がぼんやりしてしまい、発表する人、質疑に応答する人、あまり主体的な役割がないという人があり、全体で行うのもあまりよくないというような話もあった。

より充実した議会報告会を行うには、市民の関心のある事項を分かりやすく説明しなければならない。そのためには市民の意見を聞き、議会で議論して結果を報告し、広聴で市民に結果を報告するというサイクルを作っていくことが確認された。

議会における議論の経過が明確になるような議会運営が必要であるということで、決算審査、所管事務調査の本来のあり方を再確認して臨んだが、今後も他の議会運営についても見直すべきところは見直していく、平成26年に活性化検討会議を作り議会改革をさらに続けていくという流れで検討を始めた。

報告会をどうしようか、ということで検討が始まり、議会はどうあるべきかということをも改めて確認する、二元代表制の一翼を担う機関、議員同士が議論する過程で諸課題を住民に明らかにしてよりよい施策をつくる、議会は審議の場に多様な住民の意見を反映して

審議の過程において様々な意見を出し合い課題や論点を明らかにしながら合意形成をする場である、議会は議案の提案、修正、意見書、決議による議会意思の表明など、政策形成における大きな権限を有しているが、いずれも議会に与えられた権限であり、行使には議決が必要であるとともに、議員間の議論が必要である。

平成26年に、議会報告会をやめ、参考人招致、懇談会開催といった形をとっている。テーマにあわせて、関係する団体から意見を聴く形とした。テーマを絞って関係団体と懇談して市民の意見を聴取する流れとなっている。

【質疑応答】

質疑： 議会改革検討時の議員数81人で、どのようにまとめたのか。

応答： 基本的には議運のメンバーで検討し、各議員団へフィードバックしながら進めておりました。

質疑： 政務活動費の領収書をインターネットで公開することについては、どのような議論があったのか。

応答： 実質1円単位までの公開としていた経緯があり、期が代わり、文書公開規定などがなかったのでここで公開しましょう、という流れです。公開の手法を、最初からインターネットに載せてしまおう、と変えたということです。

質疑： 正副議長選挙等のときは理事者の出席を求めないということだが、提出議案がない部の部長等は、出席しているのか。

応答： 基本的には出席しています。臨時会の場合は案件が決まっているため、関係部局だけが出席します。

質疑： 所沢市議会では質疑と一般質問を一緒にしようとしているが、これについてはいかがか。

応答： 議案の審査とは議会という機関として審議を行うもので、一般質問とは意思決定とは関係なく個人が質問するものであり、全く別のものを一緒に行うことで議案審査をしているのか一般質問をしているのか分からなくなってしまい、困ったために別に分けることとしました。

質疑： 採決の前に一般質問を行っていたのが、議案の採決後に一般質問をすることとしたのはなぜか。

応答： 議決機関として、まずは議案審査、議決を行うこととしました。一般質問については所信を質すなど何でもできますが、議案審査とは全く別のこととして切り分けました。

質疑： 質疑と一般質問を一緒にしていたとき、通告書はどのようにしていたか。

応答： 日程としては一緒に扱いましたが、それぞれ別に通告を行います。一般質問が終わったあとに質疑を行っていました。場面としては分けているが、日程の扱いとしては一緒ということでした。ただ、実態としては入り混じっていました。

質疑： 議長が議事整理を行うことはなかったのか。

応答： 例えば一般質問だと指摘しても、質疑だ、と言え止められませんでした。

質疑： 提案に対する修正や撤回を求める場合、委員全員の協議については傍聴を認めているか。

応答： 傍聴は認めています。休憩をとって協議会を行っても、賛否の確認ぐらいで実質的な議論はありません。いわゆる修正を求めた場合でも、質疑の言いっぱなしで終わってしまい、結果、可決となります。

質疑： 委員会の意思として修正、撤回することはあるのか。

応答： 委員会の議論の中で修正するとなれば、あると思います。修正しようとするからにはそれを諮ることになります。

質疑： 議会報告会のテーマはどこで決めているか。

応答： 各委員会の閉会中に取り組む年間テーマに沿い、委員会で話し合っ決めていきます。また、回数の制限はありませんので、必要に応じて行っています。

質疑： 閉会中の委員会については、執行部は入らずに委員だけで行うのか。

応答： 報告事項に関して行う場合が多いです。

質疑： 議会の権能は開会中に限られ、閉会中の活動は非公式にすぎない。閉会中審査として議決しているのか。

応答： 閉会中特定事件以外は扱いません。

質疑： その会議は閉会中審査として公式に認められずに行うのか。

応答： そのとおりです。

質疑： 所沢市議会では、閉会中特定事件として議決を行うことと、議会基本条例に組織体や会議体を位置づけることで、公務災害の対象になるための制度保証をしている。そういうことをせず集まって、事故が起きたときにはどうするのか。

応答： たしかに議決をしないと正規の活動とはみなされません。しかし、地方自治法では特定の事件については、と定めており、包括的に議決して何でもできるとすると、それは脱法行為とされる恐れがあり、厳密に委員会活動を規定することとしています。公務災害についてどうするかまでは詰めていません。委員会の意思決定はあくまで委員会にとどまり、議会の意思決定は本会議の議決が必要なので、公式・非公式を問わず実質的な委員会の権能は変わらないだろう、という解釈です。

5 所感

今回の視察では、議会活性化検討会議についての概要説明を受け、大変勉強になった。今後の議会運営の参考としたいと思う。